

令和5年分所得税・消費税確定申告相談会のご案内

確定申告の時期が近づいて参りました。商工会では例年、小規模事業者（個人事業主）の方を対象に税務援助事業として税理士会から税理士の派遣による所得税及び消費税の確定申告相談会を行っております。

本年度の相談会の日程は下記の通りとなっておりますので、相談を希望される方は、裏面をご確認の上、下記相談申込書を商工会まで提出（FAX可）してください。また、当会へ記帳機械化を委託されている方は、別途、担当職員からご連絡致します。

相談内容は、個人事業者の所得税・消費税のみです。贈与、譲渡所得がある場合や、前年所得が400万円以上の方は、本相談会では原則相談は受けられませんので、直接、税理士等にご依頼ください。

※全ての日程は「事前予約制」とさせていただきますので必ずご予約の上、来会ください。一人でも多くの方に相談を受けていただくために、ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルスは5類に移行となりましたが、ご参加の皆様、講師、関係者等の安全を守るため、感染拡大予防に配慮した上で実施いたします。当日、体調不良の方は参加をお控えいただきますよう、また相談の際はマスク着用・手指の消毒などにご協力をお願いいたします。

1. 税理士による所得税・消費税申告相談会日程（※都合により変更になる場合もあります。）

申告指導日	担当税理士	申告指導日	担当税理士
2月16日（金）	榊原 亮	2月29日（木）	宮藤 匡人
2月19日（月）	富田 謙二	3月 1日（金）	黒田 英利
2月20日（火）	丸子 輝大	3月 4日（月）	塔尾 章
2月21日（水）	柳田 智宏	3月 5日（火）	柳田 智宏
2月22日（木）	吉田 裕一	3月 6日（水）	河島 正和
2月26日（月）	秀平 和康	3月 7日（木）	秀平 和康
2月27日（火）	松岡 奈弥	3月 8日（金）	山本 清尊
2月28日（水）	畑 昌彦	3月12日（火）	塔尾 章

2. 相談時間 ①10：00～ ②11：00～ ③13：00～ ④14：00～ ⑤15：00～

※相談は1人1回、相談時間は50分以内です。

※受付順となりますのでお早めにお申し込みください。

※裏面の確認事項をよくご覧になり必要書類を準備のうえご相談ください。

※税理士並びに職員が個人番号等の特定個人情報を取り扱う為の同意が必要となります。

3. 会 場 福崎町商工会館 1階 事務所内

福崎町商工会 TEL0790-22-0558・FAX0790-22-4354

福崎町商工会行き → (FAX0790-22-4354) 切り取らずにそのまま

令和6年 月 日

住 所			
事業所名			
氏 名		電話番号	
相談希望日時	○をつけてください	令和6年 月 日 ()	
		① 10：00 ② 11：00 ③ 13：00 ④ 14：00 ⑤ 15：00	
相談内容	所得税	消費税（簡易課税・本則課税）	

※相談希望日時は先着順とします。先に申込があった場合は日時を変更していただきますので予めご了承ください。

裏面の注意事項をご覧ください。

<決算・確定申告相談時に必要なもの>

◆個人番号(マイナンバー)の記載について

平成28年1月以降の税務関係書類に個人番号の記載が必要となっています。

◎申告者の個人番号

→【個人番号】を書類に記載。確認書類(個人番号カード両面or通知カード+運転免許証両面)コピーの提出が必要です。

※ 運転免許証等有効期限の定めがある証明書類について、以前頂いた書類の期限が切れている場合は再度提出のほどよろしくお願ひします。

◎専従者並びに扶養等の個人番号

→【個人番号】を申告者が責任をもって記載してください。確認書類の提出は不要です。

確認してチェックをお願いします！

※相談内容は、個人事業の所得税・消費税のみです。

- 税務署より送付された「令和5年分確定申告のお知らせ」はがきを必ず持参してください。(※封筒での書類は送付されません)
- 保険会社等より送付された生命保険料・介護保険料・個人年金・地震保険・旧長期損害保険料証明書(建物更生共済については、経費計上分の確認できる書類)
- 小規模企業共済に加入されている方はその掛金払込証明書
- 令和5年中に掛けた国民健康保険税・介護保険料の金額のわかるもの
国民年金保険料は控除証明書が必要
令和5年中に給与や年金を受けられている方はその源泉徴収票
- 扶養家族の氏名、生年月日、収入金額(パート収入・年金などがある場合はその源泉徴収票)
- 令和5年中に生命保険や個人年金など満期金や解約金を受け取った場合、受取明細書
- 給与の支払や専従者給与の方があつ場合、源泉徴収簿又は支払明細
- 決算にあつて作成した、棚卸表・売掛金・買掛金・未払金・未収入金の明細表
- 必要に応じて通帳や当座預金照合表、手形帳、売掛帳、買掛帳、借入金の明細等諸帳簿
- 固定資産税について経費計上分の確認できる書類
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の書類
- 令和4年分の決算書・申告書(控え)、その他申告に必要な書類
- 医療費控除又はセルフメディケーション税制を受けられる場合は、明細書及び医療費通知又は取組を行ったことを明らかにする書類
(医療費や医薬品購入の領収書は添付又は掲示は必要ありませんが申告期限等から5年間はお自宅等で保管してください)

※チェック漏れはあつませんか？

※書類不備の場合、確定申告ができない場合があります。必要書類がそろつたら相談会へお越しください。